

▲ソフト配信サービス利用規約

実施：平成28年6月1日

目次

第1章 総則

第1条 本規約の適用	3
第2条 本規約の変更	3
第3条 用語の定義	3

第2章 本サービスの提供

第4条 本サービスの提供区域	4
----------------	---

第3章 契約

第5条 契約申込の方法	4
第6条 契約申込の承諾	4
第7条 契約内容の変更	4
第8条 本契約に基づく権利の譲渡	4
第9条 契約者が行う本契約の解除	5
第10条 当社が行う本契約の解除	5
第11条 契約者の地位の承継	5
第12条 契約者の氏名等の変更の届出	5

第4章 禁止行為

第13条 禁止行為	5
第14条 著作権等	6

第5章 当社による提供中止等

第15条 当社による提供中止	6
第16条 利用停止	6

第6章 料金等

第17条 料金	7
第18条 利用料金の支払い義務	7
第19条 割増金	8
第20条 延滞利息	8
第21条 債権の譲渡	8
第22条 料金の計算等	8
第23条 端数処理	9
第24条 料金等の支払い	9
第25条 消費税相当額の加算	9

第7章 損害賠償

第 26 条 責任の制限	9
第 27 条 免責	9
第 8 章 個人情報の取扱い	
第 28 条 個人情報の取扱い	10
第 9 章 保守	
第 29 条 契約者の切分責任	10
第 10 章 雑則	
第 30 条 反社会的勢力の排除	11
第 31 条 法令に規定する事項	12
第 32 条 準拠法	12
別紙 1 附帯サービス	
別紙 2 当社の定める禁止事項	
別紙 3 ソフト配信の料金その他の提供条件等	
別紙 4 請求事業者	
別紙 5 委託事業者	

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 東日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、このソフト配信サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりソフト配信サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合には、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、本サービスに附帯するサービス（以下、「附帯サービス」といいます。）を、本規約（別紙1）により提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
3 契約者	当社と本サービス契約を締結している者
4 ソフト配信サービス	当社が、契約者に対して提供するソフトウェアの配信サービス。
5 本サービス事務局	本サービスに関する業務を行う当社及び当社の委託先の事務所
6 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供区域)

第4条 当社は、本サービスを、日本国内において提供します。

第3章 契約

(契約申込の方法)

第5条 本サービスの利用を希望する者が本サービスの申込みをするときは、申込みの内容を特定するための事項を記載した当社所定の契約申込書を、本規約の内容（別紙を含む。）について承諾の上で、本サービス事務局に対して提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第6条 当社は、本サービスの利用を希望する者から本契約の申込みを受けたときは、当社の受け付けた順序に従って承諾するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき。
- (4) 第31条（法令に規定する事項）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断するとき。

(契約内容の変更)

第7条 契約者が、プランの変更等本契約の内容の変更を希望する場合は、第6条に定める申込みの内容を特定するための事項を記載した当社所定の契約申込書を、本サービス事務局に提出することにより、契約内容の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(権利の譲渡)

第8条 本契約に係る利用権（契約者が本契約に基づいて、当社より本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面をもって、本サービス事務局に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることがで

きます。

- 3 当社は、前項の規定により本契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、当社は、本契約に係る利用権を譲り受けようとする者について、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて承諾の是非を判断します。
- 4 本契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本サービスに係る一切の権利及び義務を承継するものとします。
- 5 当社は、本契約に係る利用権の譲渡があったときは、当該利用権にかかる本サービスより、当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータ等を譲受人に引き継ぎます。

(契約者が行う本契約の解除)

第9条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ本サービス事務局に対して、当社所定の方法により通知するものとします。

(当社が行う本契約の解除)

第10条 当社は、第16条(利用停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者がなおその状態を解消しない場合は、本契約を解除することができるものとします。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに本サービス事務局に届け出るものとします。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第12条 契約者は、契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、その旨を速やかに、本サービス事務局に届け出ていただきます。

2 前項に定める契約者の氏名等の変更があったにもかかわらず、契約者より本サービス事務局に届出がないときは、当社は、契約者が当社に届出ている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 禁止行為

(禁止行為)

第13条 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社が別紙2に定める禁止事項を行わ

ないことを確約するものとします。

(著作権等)

第 14 条 当社が、本サービスを提供するにあたって、契約者に提供する一切の物品（本規約、各種アプリケーション及び取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、著作人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 公序良俗に反する目的に使用しないこと。
 - (2) 当社が提供する各種アプリケーションの複製、改変又は編集等を行わないこと。
また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- 3 契約者は、当社が提供する本サービスを利用し、他人の著作権その他の権利を侵害、公序良俗に反する等行為をしてはならないものとします。

第 5 章 当社による提供中止等

(当社による提供中止)

第 15 条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者がその事業を休止し、又はその他当社の責によらない理由によりその契約事業者が当社に対する債務を履行しないことにより、本サービスを継続的に提供することが困難となったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を、電子メール等による通知もしくは当社が指定するホームページにより周知を行うものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 16 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において、同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金そ

の他の債務に係る債権について、第 22 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。).

- (2) 第 14 条（著作権等）又は第 18 条（利用料金の支払義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前 2 号のほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 6 章 料金等

（料金）

第 17 条 当社が、契約者に対して提供する本サービスに係る料金は、当社が別紙 3 に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第 18 条 契約者は、本契約に基づいて当社より本サービスの提供を受け始めた翌月から起算して、本契約の解除があった月および年までの期間について、1 の本契約毎に、当社が別紙 3 に定める利用料金の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月および年に契約の解除が行われた場合は当月分および 1 年分の利用料金の支払いを要します。

なお、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応

じたとき。	する本サービスについての料金
-------	----------------

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(割増金)

第 19 条 契約者は、料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 20 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(債権の譲渡)

第 21 条 当社は、契約者が本規約の規定により当社に対して支払わなければならない料金その他の債務に係る債権を、当社が別紙 4 に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、譲渡することができるものとします。

この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(料金の計算等)

第 22 条 当社は、契約者が本契約に基づき当社に対して支払う料金について、料金月および料金年に従って計算するものとします。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月および料金年によらず随時に計算します。

2 契約者は、当社が契約者に対して請求する料金の額が、本規約に定める料金額よりも過小であった場合には、当社に対して、料金（当社が請求した料金と当社が別紙 3 に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

(端数処理)

第 23 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第 24 条 契約者は、料金その他の債務について、当社が定める期日までに、本サービス事務局又は当社の指定する金融機関等において、支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

第 25 条 第 18 条（利用料金の支払義務）の規定その他、本規約に基づき支払いを要するものとされている料金額は、当社が別紙 3 に定める額に、消費税相当額を加算した額とします。

第 7 章 損害賠償

(責任の制限)

第 26 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。

4 当社は、本サービスが利用できない状態により利用者にかかる損害については、責任を負いません。

5 当社の故意又は重大な過失に本サービスの提供をしなかったときは、前 4 項の規定は適用しません。

6 当社は、当社が本規約の定めにより本サービスの利用停止をし、当該停止に基づき契約者に発生する損害については、責任を負いません。

(免責)

第 27 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社のサーバ装置に現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。

- (1) 当社のサーバ装置その他の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社が別に定めるところにより、当社のサーバ装置に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
 - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータが当社のサーバ装置に蓄積されていることを知ったとき。
- 2 当社は、第1項の規定により現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項の規定により、現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第8章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

- 第28条** 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その契約事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、別紙5に定める委託会社（本サービスの提供に係る業務の委託を当社から受ける第三者をいい、以下同様とします。）に対してのみ、前項各号の目的の達成に必要な限りにおいて、個人情報を開示することができます。ただし、かかる開示を行う場合、本条に定める当社の義務と同等の義務を当社の責任において委託会社に遵守させるものとします。
- 4 契約者は、当社が、第22条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社が契約者の氏名、住所及び料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第16条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 5 契約者は、当社が第22条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第9章 保守

(契約者の切分責任)

- 第29条** 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、本サービスに

係るソフト配信設備に故障の無いことを確認のうえ、当社に本サービス自体の修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は本サービス事務局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 契約者は、本サービスにより当社の設置するサーバ装置に蓄積するデータ、および当社より払い出す情報の適正な管理、運用、利用に努めていただきます。

第10章 雑則

(反社会的勢力の排除)

第30条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを

賠償する責を負わないものとします。

(法令に規定する事項)

第 31 条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第 32 条 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別紙1 附帯サービス

■ 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、本サービス事務局において、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき、利用権に関する次の事項の証明書（以下「事項証明書」）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(ア) 契約の申込みの承諾年月日

(イ) 契約者の住所及び氏名等

(ウ) 本サービスのプラン

(エ) 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

- (2) 契約者は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、本サービス事務局に提出していただきます。

契約者等は、(1)の請求をし、その事項証明書の発行を受けたときは、事項証明書1枚ごとに300円（税抜価格）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

■ 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービス事務局において、本サービスの料金その他の債務（本利用規約の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書1枚ごとに400円（税抜価格）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

別紙2 当社の定める禁止事項

禁止事項	<p>以下の各号に規定する行為を禁止事項とします。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為(2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為(3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声等を送信、表示する場合又は送信する行為(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為(10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為(11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為(13) 当社若しくは他人の設備等若しくはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為(14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為(15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいいます。以下この欄において同じとします。）に画像等の情報を送信する行為(16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する画像等の情報その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為(17) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るものその他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為(18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘している場合又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等の情報等を送信する行為
------	---

	<p>(19) 前各号のいずれかに該当しているデータに対してリンクをはっている行為</p> <p>(20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして送信等させることを助長する行為</p> <p>(21) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為</p> <p>(22) セキュリティが確保されていない回線又はサーバ等の環境で個人情報を取得する行為</p> <p>(23) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると当社が判断する行為</p>
--	--

別紙3 ソフト配信の料金その他の提供条件等

■料金等

1. 利用料金

(月額・年額)

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1の配信用ソフトウェアにつき1の配信先(当社が別に定めるものをいいます。)ごとに	設定料金額 (IP通信網契約者が配信用ソフトウェアの利用について設定した1月分および1年分の料金額をいいます。以下同じとします。)に0.15を乗じ、端数があるときはそれを切り捨てた額 (税込価格 上記の額に1.08を乗じた額) ただし、設定料金額に0.15を乗じた額が200円未満である場合は200円 (税込価格 216円) とします。
備考 ・料金月および料金年の途中で本サービスの解除があったときは、本サービスの解除日を含む料金月および料金年に係る料金額を適用します。(日払計算はいたしません。)	

2. 工事費

交換機等工事費	契約者の新規設置の工事の場合	1の工事ごとに	12,500円 (税抜)
	配信用ソフトウェアの登録、追加又は変更の場合	1の配信用ソフトウェアごとに	10,500円 (税抜)

■提供条件及び留意事項等

1. 本サービスに係る機能、及び提供条件は、本規約および別紙のほか、HP (https://fleets.com/distribution_platform/bspro/) によるものとし、契約者は提供条件に提示する利用環境に適合するよう維持、管理することとします。

別紙4 請求事業者

事業者	NTTファイナンス株式会社
	以下のいずれかの場合とします。 ①当社が料金月および料金年によらず随時に計算し請求する場合 ②契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合

別紙5 委託会社

事業者	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
	<p>以下のいずれかの場合とします。</p> <p>①当社が契約者の要望に応じ、契約者情報の登録・変更・廃止を行う場合</p> <p>②契約者サービスの利用申込に伴う、サービス利用者の登録・変更・廃止を行う場合</p> <p>③契約者サービスに関する各種問い合わせ（サービス概要、利用料金、利用方法、トラブル対応等）を行う場合</p>

附 則（東ビ開 2 オフ第 16-00037 号）

（実施期日）

- 1 この利用規約は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

（契約に関する経過措置）

- 2 当社は、この利用規約実施の際現に、当社の I P 通信網サービス契約約款の規定により本サービスが提供されている契約者回線に係る I P 通信網契約を締結している者は、この利用規約実施の日において、当社とこの利用規約に規定する本サービスに係る本契約を締結したものとみなします。

（料金等の支払い等に関する経過措置）

- 3 この利用規約実施前に、当社の I P 通信網サービス契約約款により支払い又は支払わなければならないなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（前受金に関する経過措置）

- 4 この利用規約実施前に、当社の I P 通信網サービス契約約款の規定により当社に預け入れた前受金については、この利用規約実施の日において、この利用規約の規定に準じて取り扱います。

（損害賠償に関する経過措置）

- 5 この利用規約実施前に、当社の I P 通信網サービス契約約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

- 6 この利用規約実施前に、当社の I P 通信網サービス契約約款により行った手続きその他の行為は、この利用規約中にこれに相当する規定があるときは、この利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。